

扶養手当細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和8年3月18日学長裁定)

### 扶養手当細則の一部を改正する細則

扶養手当細則（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第2条 給与規程第20条第2項に規定するほかに生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当その他のこれに相当する手当（名称のいかんにかかわらず扶養手当と同様の趣旨で支給されているもの）の支給の基礎となっている者</p> <p>(2) <u>年額130万円以上（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）</u>は、<u>年額150万円以上</u>の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>(略)</p> <p>【改正理由】</p> <p>国家公務員の給与改正に準拠するため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第2条 給与規程第20条第2項に規定するほかに生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当その他のこれに相当する手当（名称のいかんにかかわらず扶養手当と同様の趣旨で支給されているもの）の支給の基礎となっている者</p> <p>(2) <u>年額130万円以上</u>の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>